



®

令和4年 (2022年) 3月14日(月)

No. 15612 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆主要判決全文紹介 [知財高裁] [上]……………(1)

主要判決全文紹介

〈知的財産高等裁判所〉

審決取消請求事件

(「含硫化合物と微量金属元素を含む輸液製剤」特許(特許第4171216号。
請求項数11。)特許無効審判(不成立)審決取消訴訟) [上] (全2回)

— 令和2年(行ケ)第10144号、令和3年11月16日判決言渡 —

被告は、本件特許設定登録(特許第4171216号。請求項数11。)を受けた後、原告により2度の特許無効審判請求を受け、後述する場合を含めて2度にわたる請求に係る訂正をすべき旨の審決は、確定している。さらに、被告は、令和2年2月10日付けで訂正の請求(本件訂正請求の内容は、平成31年2月19日付け訂正の請求の内容と同一である。)をした。特許庁は、令和2年10月29日、本件審判請求について、本件訂正請求に係る訂正を認めた上で「本件審判の請求は、成り立たない。」とする審決をし、本件審決の謄本は、同年11月10日に原告に送達された。その後、平成31年2月19日付け訂正の請求に係る訂正をすべき旨の審決が確定している。

UnitedGIPs

GIP
Shinjuu GLOBAL IP

新樹グローバル・アイピー特許業務法人

大阪市北区南森町1丁目4番19号サウスホレストビル11階 〒530-0054

Tel 06-6316-5533

Fax 06-6316-5544

<http://www.giplaw-osaka.co.jp> mailosaka@giplaw-osaka.co.jp

代表弁理士 山下 託嗣
代表弁理士 村井 康司
代表弁理士 加藤 秀忠
弁理士 堀川 かおり
弁理士 元山 雅史
弁理士 小野 健太郎
弁理士 川分 康博
シニアカウンセラー 弁理士 小野 由己男

弁理士 夫 世進
弁理士 金田 祥子
弁理士 古賀 稔久
弁理士 松山 習
弁理士 西尾 剛輝
弁理士 大西 一郎

中国弁理士 鄭 徳虎

カスタマー・サービスマネージャー

弁理士 合路 裕介*
弁理士 香山 良樹
弁理士 小出 宗一郎
弁理士 三崎 正輝*
弁理士 魯 佳瑛
弁理士 上田 雅子

韓国弁理士 朴 沼泳
日本弁理士

フィリップ・シェンハオ・トン*

弁理士 石川 貴之
弁理士 小林 亜子
弁理士 黒川 惇
弁理士 宮垣 文晴
弁理士 岡崎 信治
弁理士 吉田 新吾

(日本弁理士ABC順)

※米国パテント・エージェント試験合格者(未登録)